

議事 2

特定労務管理対象機関の指定について

- ・ 医療法第 1 1 3 条第 1 項に基づく特定労務管理対象機関の指定について ・ ・ ・ 1

医療法第113条第1項に基づく特定労務管理対象機関の指定について

医療機関からの申請を受けたため、本日の医療審議会にお諮りし、特定労務管理対象機関として指定する。

特定労務管理対象機関 新規指定予定の医療機関 1機関

- 医療機関名 社会医療法人社団 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院
- 取得水準 B水準(救急科、外科、消化器外科、循環器内科、消化器内科、心臓血管外科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科)
- 医療圏 西部医療圏

(参考)特定労務管理対象機関の指定状況(令和8年3月現在)

特定労務管理対象機関の指定状況 25機関(令和8年3月現在)